

質問回答

2017年6月12日

「2017年度案件外部事後評価：パッケージ1-7(エチオピア、ジブチ)」

(公示日：2017年5月31日 / 公示番号：170318)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	<個別条項> P.20 第2 業務の目的・内容に関する事項	3 案件ともインパクトの評価判断に必要な指標の情報については、既存データの収集のほか、定性調査を実施して確認することを想定しているとしています。インパクトの検証に、サンプルサイズ100(誤差±10%)の定量調査(受益者調査)は想定していないということでしょうか？そうであったとしても、インパクト検証にそのような定量調査(受益者調査)を提案することは可、という認識でよいでしょうか？	<p>今回の定性調査・定量調査の見直しの主旨は、一律「受益者調査」を行うのではなく、評価の判断に大きく影響を及ぼす情報の収集については、より厳格な統計分析を想定した定量調査を実施し、一方で簡略化が可能な場合は定性調査の実施を明示的に示すことで、調査にメリハリをつけることを目指したものです。よって、JICAから指定しない限りは、定量調査の実施は原則想定していません。</p> <p>例えば資金協力における評価ではインパクトの発現について、有効性(アウトカム)の発現の確認時ほど厳格なエビデンスは求めず、定性調査による補完、すなわち一定数のエンドユーザーに対するインタビュー調査(Focus Group Discussion など含む)を実施し、エビデンスの制約を踏まえた上で評価判断を行うことを想定しています。</p> <p>一方で定量調査を行う場合は、統計的に有意</p>

			<p>な結果を得るために適切なサンプルフレームとサンプルサイズを設定して実施することを JICA としても求めています。</p> <p>よって、インパクトの検証に定量調査の実施を提案される場合は、その必要性および、現時点で想定し得る調査目的と調査手法について、業務指示書に記載した総業務量を目安に提案をしてください。</p>
2	< 共通条項 > P.20 5. 定性調査 / 定量調査の実施 (1) 定性調査	「第三者が同様の調査を行う場合にもその判断を迫るよう再現性を担保することを目指す」とありますが、これは、調査のデザインを、第三者でも同様に設計・実施できるように、明確な組み立てをすること、実施の記録を残すということでしょうか？異なる場合にはどのようなことであるか説明をお願いします。	ご理解のとおりです。調査の設計・記録については、評価方針 / 事前事後比較表の添付資料として提出いただく予定です。調査の実施方法を明確に記録することにより、恣意的な調査としないことを目指します。

以上